（様式１－１）

［請負者からの請求］

　　年　　月　　日

愛知中部水道企業団

　企業長　　　　　　　　　様

住所

請負者

氏名

愛知中部水道企業団工事請負契約約款第26条第６項に基づく請負代金額の変更

について（請求）

　　年　　月　　日付けで契約締結した○○○○工事については、賃金等の変動により、愛知中部水道企業団工事請負契約約款第26条第６項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

１ 　請負代金額 　金　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税含む）

２ 　工 期 　着手　　　　　年　　月　　日

完了　　　　　年　　月　　日

３ 　希望基準日 　　　　　　　　年　　月　　日

４ 　変更請求概算額 　金　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税含まず）

５ 　概算残工事請負代金額 　金　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税含まず）

概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

注１）別紙「概算スライド額調書」を添付する。

注２）今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更になっても問題ない。

概算スライド額調書

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 請負代金額 | 円（税抜） |
| 円（税込） |
| 工期 | 着手　　　　　年　　月　　日 |
| 完了　　　　　年　　月　　日 |
| 概算出来高額  （既済部分に相応する請負代金額） | 円（税抜） |
| 概算残工事請負代金額  (Ｐ１) | 円（税抜） |
| 概算変更残工事請負代金額  (Ｐ２) | 円（税抜） |

【増額の場合】

○スライド額（Ｓ）＝（　　Ｐ２　　―　　Ｐ１　 　）―　　　　Ｐ１　　×１／１００

　（税抜 ）　 　　＝（　　　　　　―　　　　　　）―　　　　　　　　×１／１００

　　　　　　　　　＝　　　　　　　―

　　　　　　　　　＝

スライド額：変更請求概算額

Ｐ１ ： 概算残工事請負代金額（税抜）

　請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

Ｐ２ ： 概算変更残工事請負代金額（税抜）

　変動後の賃金等を基礎として算出した概算残工事請負代金額に相応する額

注：残工事量内訳書及び変更請求概算額の算出に関する資料を添付すること。

残工事量内訳書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 区分・規格 | 単位 | 設計 | | | 基準日現在出来高 | | 残工事 | | | 摘要 |
| 数　量  ① | 単価 | 金　額 | 数　量  ② | 金　額 | 数　量  ①－② | 単価 | 金　額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注）その他残工事量が確認できる資料を添付すること。

残工事量の算定

（１）基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、設計書に対応して出来高確認を行うものとする。

（２）基準日までに変更契約を行っていないが、条件変更確認通知又は設計変更通知されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。

（３）現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。

　　　また、下記の材量等についても出来形数量として取り扱う。

　　・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。

　　・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。

　　・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

（４）工事数量表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。

（５）出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、請負者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

（６）請負者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。